

国家戦略特別区域等における規制改革事項に係る提案募集要項

令和元年10月7日
内閣府地方創生推進事務局

1. 規制改革事項の提案募集について

産業競争力の強化と国際ビジネス拠点の整備を目的とする「国家戦略特区」制度につきましては、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下、特区法）第5条第7項及び国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定。以下、特区基本方針）第6に基づき、広く民間事業者や地方自治体から、随時提案を募集しているところですが、他方、規制改革の実現をより一層加速していくため、規制改革事項に係る提案を集中的に募集する、いわゆる「集中募集期間」を設けております。

こうした中で、本年も下記4.の期間を「集中募集期間」として、規制改革事項の提案募集を行います。全国の地方自治体や民間事業者の皆様におかれましては、規制改革事項について積極的に御提案いただければ幸いです。

御応募いただいた提案内容につきましては、特例措置の創設に向け、規制所管省庁と折衝を行うことといたします。

なお、特定の区域に限定して規制改革を求める提案のみではなく、当初から全国での規制改革を求める提案についても募集します。

また、特区法第38条第1項の規定に基づき、国家戦略特区と構造改革特区との一体的な運用を図る観点から、本提案募集については、構造改革特区の提案も合わせて募集します。

2. 今回の重点募集分野

御提案いただきたい内容につきましては、ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるという観点で、幅広い分野から募集することといたします。

特に、特区基本方針において明記された、当面、重点的に取り組むべき分野・事項及び本年6月21日に閣議決定された成長戦略フォローアップでの具体的施策については、重点的に募集いたします。

<参考1>「国家戦略特別区域基本方針」

（平成26年2月25日閣議決定、平成30年3月30日一部変更）（抜粋）

(国家戦略特区制度の目標) 中略

ア) 残された「岩盤規制」の改革

経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」について、国家戦略特区による規制・制度改革の突破口を開く。

具体的には、当面、例えば以下を重点的に取り組むべき分野・事項として、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。

- ・ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
- ・ 公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
- ・ 幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
- ・ 幅広い分野における事業主体間の「イコールフットィング」の実現
- ・ 特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ・ 地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革

<参考2> 「成長戦略フォローアップ」

(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)

4. 国家戦略特区

(2) 新たに講ずべき具体的施策

国家戦略特区制度については、遠隔服薬指導のより柔軟な実施や外国人起業家の円滑なスタートアップ等に向けて必要な制度改革等に取り組むなど、引き続き、残された岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を加速的に進める。

また、国家戦略特区制度を基礎に、AIやビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現や、地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設等を図る。

3. 提案の主体

広く現場から衆知を集めるという観点から、地方公共団体や民間事業者、または個人から募集します。

なお、単独での提案だけでなく、複数の主体による共同での提案も募集します。

4. 募集期間

令和元年10月7日(月)～11月15日(金) 17時まで

5. 募集する提案の要件

次の（１）及び（２）に該当する提案について募集します。

- （１） 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成の推進（地方創生に資するものを含む。）に資する提案であること。
- （２） 提案の事業の実施が現行の規制・制度のもとでは不可能または困難である場合に、それを可能にするために必要となる規制・制度改革について、実需を踏まえた具体的な提案であること（補助金や税制の要望等単に財源措置の支援を求める内容の提案は不可）。

<留意事項>

- ※１ 過去に応募した提案についても、実情に合わせて内容を更新し、再度応募することも可能です。
- ※２ 「成長戦略フォローアップ」に記載の「スーパーシティ（SC）」に関連して、SC自治体アイデア公募が別途実施されておりますが、本集中提案募集はSCのエリア選定プロセスには一切関係しないことに御留意願います。ただし、SCの構成要素となりうる提案については重複して応募することも可能です。
- ※３ 今回の募集は、あくまで規制・制度改革の実現のために行うものであって、本提案募集が、そのまま新たな国家戦略特別区域の指定に直結するものではありません。
なお、国家戦略特区において創設された規制の特例措置は国家戦略特別区域に指定された区域のみで実施することができるものであることに御留意願います。

6. 提案書の様式

提案書の様式は、別添のとおりです。

7. 記入に当たっての留意事項

提案書の記入に当たっては、次の点に留意してください。

- （１） 実現可能性を具体的に検討するため、様式中④の「事業の実施想定場所」の欄には、特定の区域での規制改革を求める提案の場合は、「〇〇県〇〇市」などと記入してください。全国での規制改革を求める場合や区域が未定の場合には記入しなくても差支えありません。

- (2) 様式中⑦、⑧及び⑨の欄は、以下の(3)及び(4)の観点から、個別の規制ごとに記述してください。
- (3) 様式中⑦の「⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容」の欄には、⑧で当該規制等の根拠法令等を特定した上で、⑤の事業を実施するに当たって現行の規制が具体的にどのように障害となっているのか、詳しく記述してください。
- (4) 様式中⑨の「⑦及び⑧の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容」の欄の記載については、⑧の規制等の廃止だけではなく、規制等の内容の具体的な変更や代替措置、新しい規制・制度の提案等も含まれますが、できるだけ具体的に記述してください。
- (5) 提案者名及び提案内容について非公開を希望される場合は、提案書にその理由を具体的に記載してください。

8. 提案書の提出方法

提案書は、次に掲げるいずれかの方法により御提出ください。

(1) 電子メールの場合

提案書及び参考資料(ある場合)を送信してください。

<留意事項>

① 電子メールのタイトル(件名)は、「提案書送付 提案主体名」としてください。

(例: 提案書送付 ○○会社)

「提案主体名」については複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている者又は団体の名称を記入してください。

② 提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。

(例: ○○会社 □□プロジェクト)

「提案主体名」は、①と同様に記入してください。

送信先については、以下 URL からお申込みください。

<https://form.cao.go.jp/chiiiki/opinion-0054.html>

(2) 郵送の場合

「提案書等一式」を2部提出してください。なお、封筒の表面に「提案書在中」と朱書きしてください。

提出先は下記9. の<住所>に記載のとおりです。

当方より提案を受領した旨の御連絡はしておりません。必要に応じて地方創生推進事務局(TEL 03-5510-2466)にご確認ください。

9. お問い合わせ先

提案様式への記載方法等、ご不明な点がございましたら、お気軽に下記にお問い合わせください。

内閣府 地方創生推進事務局 国家戦略特区等提案募集担当

<住所> 〒100 - 0014 東京都千代田区永田町 1 - 11 - 39 永田町合同庁舎 6 階

<電話> 03 - 5510 - 2466

<担当> 野村、宮園、鈴木

10. 提案の取扱い

- (1) 募集した提案のうち、本提案募集の趣旨に資するものについては、必要に応じてワーキンググループ（WG）委員によるヒアリングを実施します。
その上で、関係省庁と折衝し、国家戦略特別区域諮問会議において調査・審議します。
- (2) また、国家戦略特別区域法第 38 条第 1 項の規定により、構造改革特区に係る提案と見なして取り扱うこととした提案については、地方創生推進事務局が関係省庁と調整を行い、構造改革特別区域推進本部で対応方針を決定します。
なお、関係省庁との調整過程において、関係府庁からの回答に対して提案者から意見を出していただく機会を設けることとしています。
- (3) 提案書類については返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

11. 参考

提案が実現するプロセスの具体的なイメージにつきましては、以下の URL をご参照ください。

① 内閣府作成のパンフレット（「国家戦略特区を使った地方創生」）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/toc_tihouseisei.pdf

②内閣府作成のパンフレット（「国家戦略特区の活用事例」）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/pdf/katsuyoujirei.pdf>

以上